

令和2年度 第1回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日時 令和2年7月9日(木) 午後1時15分～午後2時25分

場所 グリーンパレス 千歳・芙蓉

出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、中谷委員、庄司委員、磯部委員
滝澤委員、山内委員、鈴木委員、松本委員、佐野委員、佐藤委員
川島委員、秋元委員、矢田委員、大沼委員、南波委員、井口委員、山崎委員

次第 1 開会

2 新委員委嘱および紹介

3 議事

(1) 令和2年度江戸川区地域自立支援協議会について

(2) 第5期江戸川区障害福祉計画・第1期江戸川区障害児福祉計画の中間報告について

(3) 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の策定について

(4) 情報共有・その他

4 閉会

<議事要旨>

開会時刻 午後1時15分

障害者福祉課長

それでは定刻となりましたので、これより令和2年度の第1回江戸川区地域自立支援協議会を開催します。終了は、午後2時25分を予定しております。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出欠を報告させていただきます。横山委員と亀田委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。

次に新任委員のご紹介をさせていただきます。

昨年度、中学校長会のご推薦により委員を務められました薦田委員に代わりまして、瑞江第二中学校長の滝澤清豪様。同じく、ハローワーク木場のご推薦により委員を務められました菅委員に代わりまして、ハローワーク木場専門援助第二部門統括職業指導官の山内順子様に協議会の委員を委嘱することになりました。

それでは、新任委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

新任委員挨拶

障害者福祉課長

ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。
まず初めに、事務局を代表しまして、福祉部長、健康部長より一言ご挨拶を申し上げます。

福祉部長挨拶
健康部長挨拶
事務局紹介

障害者福祉課長

続きまして、担当より本支配付資料を確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料確認

障害者福祉課長

ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

改めまして、皆様よろしくお願いいたします。

先程、事務局からDVDのお知らせがありましたが、私は認知症の診療を長年やっております。東京都が音頭をとって地域のかかりつけ医代表として、後半、撮影に携わっております。

認知症について、この地域自立支援協議会で、併せてお話させていただければと思いますが、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の合理的配慮という言葉は障害者の方々にはなじみのある話かと思えます。今回、2019年6月に国会に提出された「認知症基本法」において、初めて認知症の方への合理的配慮が書かれています。これは障害者の方よりも実は遅れています。今後、認知症に関しても先程、健康部長がお話しした共生社会の取組において、非常に重要なものであります。江戸川区の民生委員も後半出ておまして、是非、サポートを受けながら地域の方々と共生している社会の実現に向けたビデオとして見ていただければと思っております。

少し話が長引きましたが、本日は限られた時間でございます。有意義に進めていきたいと思っておりますので、是非ご協力の程お願いいたします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っております。事務局からご報告をお願いいたします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおいて傍聴者の希望を募りました。その結果、6名の方にお申し込みいただき、本日、5名の方がロビーにてお待ちになっております。

皆様のご了解をいただけた場合は入場させていただきます。

傍聴の方への配付資料ですが、本日皆様にお配りいたしました資料のうち、資料1から11につきましては、傍聴者の方にもお配りしたいと考えております。いかがでしょうか。

会長

ただいま事務局より傍聴についてご説明がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

異議なし

会長

それでは、傍聴の方、ご入室ください。

傍聴者入室

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「令和2年度地域自立支援協議会の進め方について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、令和2年度江戸川区地域自立支援協議会につきまして、資料1に沿ってご説明いたします。

まず、開催概要でございます。

開催時間、曜日でございますが、令和2年度の協議会は、平日、木曜日の午後の開催を基本とさせていただきます、毎回、協議会にて次回の日程をお示しさせていただきます。

開催日程につきましては、本日と次回11月5日木曜日、2月の年3回を予定させていただきます。

次に、令和2年度の主な内容でございます。

協議会は、障害当事者の方と、日頃、障害者の方と関わる機会がない方が、意見交換や情報共有を通して相互に理解し共通認識を持つという「共通理解醸成」を目的としております。内容につきまして、令和2年度は、「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画」の策定についての意見聴取、取組テーマ、障害者福祉関連の情報共有、障害者差別に関する総合相談困難事例の紹介と意見聴取の4点を中心に考えております。

続きまして、右側の第1回の協議会テーマでございます。

今回は、「新型コロナウイルス感染症について」をテーマにして、委員の皆様には、開催通知と併せまして、事前にテーマについてのご意見をいただき、誠にありがとうございました。江戸川区においても、3月に感染者が確認されて、これまで7月4日現在で174名と聞いております。4月7日から緊急事態宣言が発令され、5月25日に解除されましたが、今も増え続けており、引き続き人と人の距離や3密を避けるなどの新しい生活様式が求められております。

そこで、第1回の協議会では、新型コロナウイルス感染症について、それぞれの立場で対応してきたことやお困り事など、情報共有を図りたいと考えております。

なお、今後の第2回、第3回の取組テーマにつきましては、令和元年度第3回協議会で、

「災害時の障害者の対応について～自分たちの団体を中心とした現在もしくは今後の災害時の取り組み～」としてご意見をいただいております。引き続き、その時のご意見を基にしながら、さらに深めてまいりたいと思っております。詳しくは次回以降の開催通知に改めてお伝えさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいま事務局より、協議会の進め方についてご説明がございました。

事務局から提案がありました令和2年度協議会のテーマについて、既に皆様からご意見を提出していただいておりますが、本日は、このまま「新型コロナウイルス感染症について」をテーマとして進めてよろしいでしょうか。

異議なし

会長

ご賛同いただきましたので、本日のテーマとして決定したいと思います。

協議会の進め方についてご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、このまま本日のテーマ「新型コロナウイルス感染症について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

障害者福祉課長

新型コロナウイルス感染症につきましては、皆様にはご尽力を賜りまして、ありがとうございます。本来は、この場で委員の皆様からご意見をいただくところでございますが、お時間も限られているため、事前にご意見の提出をお願いさせていただきました。

皆様からのご意見につきましては、資料2にまとめさせていただいております。例えば、感染予防対策として、手洗いや消毒、体温測定、外出自粛による学校の休校、通所施設の利用自粛、分散登校・通所、職員の在宅勤務、イベントなどの中止、ズームなどを使ってオンライン対応や、電話による対応、ソーシャルディスタンスを取り入れた業務時間や体制の変更など、それぞれの立場で感染予防対策を行っていることが分かりました。また、新型コロナウイルスの影響によりまして、外出自粛や事業の縮小、休業を余儀なくされたことにより、障害のある方やその家族には、緊急事態宣言中、今までにはない毎日の過ごし方、感染に対する不安などで大きなストレスや疲れを感じたというご意見もいただいております。そして、仕事の面としては、障害のある方に関わらず、事業として対応している方や就業されている方は、仕事が減ってしまったり、休業となってしまったり、さらには、就労されていた方で解雇になってしまったことも、ご意見の中にはございました。本日は、時間の関係で、皆様のご意見をこの場で聞くことが出来ず大変申し訳ございませんが、資料2にまとめさせていただいておりますので、後程ご覧になっていただければと思っております。

また、委員の皆様から、感染した場合の不安として、入院対応についてのご意見がありましたが、江戸川区としては、5月7日からホテルルミエール葛西において、民間ホテル借上げによる宿泊療養施設の開設を始め、新型コロナウイルス感染症軽症者用の宿泊療養施設をホテルシーサイドで開設し、連携しながら家族が感染しても、自宅に取り残されないよう子どもの一時保護や日常的に見守りが必要な高齢者や障害者を対象に、介護・障害福祉サービスの提供もとらせていただきました。その後、収束したため、ホテルは6月9日で終了させていただきましたが、今後も、それぞれの部署で対応出来るように、検討し体制が整っている状況でございます。

そのほかに、障害に関連した江戸川区の状況としましては、資料3で資料提供させていただいていますが、4月9日、緊急事態宣言が発令された直後で皆様、大変不安に思っていた時期ではございましたが、「障害者施設や事業所における新型コロナウイルス感染症対策関連会議」を開催させていただきました。出席いただいた皆様には、大変感謝申し上げます。その時に江戸川区医師会を初め、施設や事業所からは、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、相談支援事業、移動支援や居宅介護などより、それぞれに関連する方の代表に出席していただきまして、情報提供、感染症へのフローの説明や医師会における新型コロナウイルスの最新情報なども情報共有を行い、どのような場合が濃厚接触者なのかなど、大変不安に思っていた時期ですが、少し不安が解消された部分がございます。

また、施設や事業者から、この頃はマスクや消毒アルコールの入手が困難だったため、なかなか予防するということが難しく、大変恐怖や不安であるというご意見もいただいております。

入所施設やグループホームでは生活の場ということ、移動支援や居宅介護では基本として利用者とヘルパーと一対一になること、その他直接支援をする事業所も含め、接触の機会をなかなか減らすことが難しく、感染者が発生した場合の運営について懸念があることなど、不安の大きなご意見があったと記憶しております。

放課後等デイサービス事業所では、小学校の休校によって受け入れ時間が長くなったり、たくさん子どもたちが利用していたのですが、保護者の待機や在宅勤務が増えていくにつれて、子どもたちの利用も減り、相談支援事業所では中々サービスが受けられなくなった方の相談が増えている、地域活動支援センターでは、面談方法を改善して、広めの居場所を確保する等、事業所ごとの対応についてもご意見をいただいたところです。

マスクにつきましては、限られた数ではありましたが、国や都からの提供や区では、大変多くの寄付もいただき、そういったものを配らせていただきました。また、一時期、手話通訳者のマスクについての議論が社会的に出ていますが、口元をガードするものを区内企業より、また、区内薬業協同組合より、医療的ケア児の世帯に使い捨て手袋の寄付をいただいております。

また、江戸川区では、令和2年度第2回の定例会の補正予算で、障害者が濃厚接触者や、感染症になった場合に、その施設や従業員の方が濃厚接触者や感染をした場合に対して、自宅で支援する障害福祉サービス事業者に対して協力金を支給することを上程いたしまして、このたび承認をいただいたところです。

説明は以上でございます。

次に、健康部の副参事より、江戸川区の情報についてお伝えいたします。

健康部副参事

江戸川保健所の状況をお話しさせていただきます。大きく保健所の役割としましては、患者が医療機関で新型コロナウイルスと診断された場合、医療機関は保健所に報告する義務がございます。そこで知った保健所は、その患者が医療機関に入院する必要がある場合は、入院調整をしています。入院調整に始まり、その患者を中心とする関係者の方の中に濃厚接触者がどれだけいるか聞き取りをさせていただき、濃厚接触者の方への検査のお勧めをしています。当初は、濃厚接触者の中でも症状がある方しかPCR検査に回らなかった時期はありましたが、現在は、濃厚接触者となった場合には、皆様に検査をお勧めしています。検査を希望しても出来ないとか、電話などの問い合わせも大変時間がかかってしまうという相談も多かったのですが、現在は、濃厚接触者となった場合、検査が受けられる流れになっております。濃厚接触者に関しては、検査の時点で感染していない、PCR検査が陰性だったという証明だけしかないのので、その後、また発症するおそれもあるために、14日間の健康観察を行うのですが、その方へ電話をかけることや今はメールなどのやりとりもフォローもさせていただいているところです。これはスタート時から現在も進行中です。

また、電話相談対応ということで、症状がある方で医療機関につながなくてはいけない方はもちろんですが、症状は特にないが、いつ感染するかという不安、心配事がある方の相談対応も、1月から2月頃、段々と増え始めました。コールセンターの電話回線も増やして電話対応をしまいましたが、3月後半頃は電話がつながりにくい状況があり、ご迷惑をおかけしましたが、一山乗り越えて、現在に至っております。7月7日現在で、つながらなかった方はカウント出来ませんが、1万4,904件の方から電話で様々な相談があり対応させていただいています。

現在の患者発生の状況ですが、毎日ホームページに患者の推移をアップさせていただいておりますので、ご覧になっている方もいらっしゃるかと思いますが、3月1日に江戸川区で一人目の患者が確認され、それから累計しまして、7月8日までの発生の人数を数えてみましたら、193名となっております。第1波が過ぎて収束モードになるかというところでしたが、皆様ご存じのとおり、都内での発生は、まだ散発している状況で、第2波を心配しています。東京都でカウントしますと、日に100名以上の方も感染している状況は、ニュースでお聞きのところだと思っておりますが、江戸川区でも、ここ2、3日、少し数が増えて、昨日は8名、今日の報告では6名の方を報告させていただいており徐々に増えてきている兆しがあります。

傾向としましては、東京都の報告と同じように、20代、30代の若い方が中心となっております。ちなみに6月3日と7月8日時点での、その日の1日時点の比較をしましたら、40代以降はそれほど大きな差はございませんでしたが、20代は1.8倍、30代は1.5倍に増えていて、東京都と似たような傾向が江戸川区でも起きているというのが現状です。

保健所で患者の状況を詳しく聞いて、どういったところで感染しているのか分かる範囲で確認しますと、食事の場面で感染しているのではなかろうかと思われる方が多いように感じています。先程も注意点として3密を避けるというお話もありましたが、その中でも、

やはりマスクを外してしまう場面で、そこでの時間がどれだけかかるか、お喋りがどの位の距離でしたかということが危険が伴うので、今しばらく外食する際は配慮をしていただくこととなります。以上です。

障害者福祉課長

皆様から本当に貴重な情報提供とご意見をいただきまして、ありがとうございました。まだまだ気が抜けない状況が続きますが、今後の対策の資料として、私共も役に立たせていただきたいと思います。と思っています。

私からは以上でございます。

会長

ありがとうございます。

江戸川区医師会でも、江戸川区のご要請に基づいたPCR検査センター、ドライブスルーを行っており、4月22日からスタートして、7月6日、374名の方が受診されて検査を受けられ、うち9名の方が陽性(陽性率2.4%)でした。

それでは、よろしいでしょうか。お時間があれば、また皆様方からのお話を少しお聞きしたいかなと思っています。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

続きましては議事2「第5期江戸川区障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の中間報告について」事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

それでは、資料2に沿ってご説明させていただきます。

第5期江戸川区障害福祉計画・第1期江戸川区障害児福祉計画の五つの成果目標に関する中間報告をさせていただきます。

一つ目は、福祉施設への入所者の地域生活への移行でございます。地域生活への移行の数につきましては、平成28年度末で福祉施設に入所している知的障害者または身体障害者401名のうち、平成30年度から令和2年度の3年間で、11名が退所をして自宅やグループホームといった地域生活に移行することを目標としております。実績としましては、令和元年度で3名の方が地域移行されて、累計としては9名となりました。

次に、福祉施設の入所者数でございますが、令和2年度末で409人を目標にしておりますが、令和元年度末は422名で、少し目標に届かない状況になっております。平成28年度末の福祉施設入所者のうち、9名が地域移行をしておりますが、入所者数については、重度化また高齢化等によって入所を希望して待機している身体障害者が19人、知的障害者が97人おりました、入所者は増加しております。

二つ目は、精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築でございます。令和2年度末までに、現在ある精神保健福祉の会議体を整理して、精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしく暮らせることが出来る体制を整備するために、保健・医療・福祉関係者による協議体を設置することを目標としました。この目標の実績報告につきましては、健康部より報告させていただきます。

健康部副参事

報告させていただきます。保健・医療・福祉関係者などによる協議体に関しましては、精神保健福祉関係の課題が山積しておりまして、より早い課題解決を図るためにも計画を早めて、平成30年度末に立ち上げさせていただきました。昨年度は、年2回開催いたしまして、精神障害者の退院促進であります地域移行や措置入院患者の退院後支援について課題を共有させていただき、意見交換を行いながら今年度の事業拡大へと反映いたしました。今年度の事業については、議事4で報告させていただきます。

参考として入院中の精神障害者の地域生活への移行について、平成28年度から累計35名の方が地域生活へ移行されているところです。

以上です。

障害者福祉課長

引き続きまして三つ目は地域生活支援拠点の整備です。これは、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制で相談や体験の機会、緊急時対応、専門性、地域の体制づくりの五機能を持った拠点を整備することになります。整備の考え方として、既存の障害者グループホームや、障害者支援施設にこれらの機能を付加し、五つの機能を一拠点集約する多機能拠点整備型と、五つの機能を分けて区内各施設の既存の専門分野が連携して拠点型施設に相当する機能を分担する面的整備があります。江戸川区では、令和2年度末までに面的整備型の整備を目標に掲げて、現在、検討を進めているところです。

四つ目は、福祉施設から一般就労への移行等です。ここでいう福祉施設は、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所を始め、通所、入所の全ての障害者施設を示しております。

福祉施設から一般就労への移行者について、28年度に福祉施設を経て一般就労へ移行した障害者71人を基準とし、令和2年度中の移行者数を1.5倍の106名とすることを目標としております。令和元年度の実績は、115名の方が福祉施設から一般就労に移行しております。

次に就労支援事業の利用者について、平成28年度末時点の就労移行支援事業を利用する障害者数198人を、令和2年度末では、2割以上増加した238人とする目標に対して、令和元年度中の実績は249人でした。

続きまして、就労移行支援事業所ごとの就労移行率につきまして、令和2年度末時点で就労移行支援事業者のうち、全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上とする目標を設定して、令和元年度末の実績は、16施設中8施設、5割の事業所が就労移行率3割以上でございました。

続きまして、就労定着支援による職場定着率について、平成30年度より開始した就労支援定着事業につきまして、令和元年度末及び令和2年度末において、就労定着支援開始から1年後の職場定着率を国の基本指針と同様に8割以上を達成することを目標として、令和元年度末で77.2%と8割以下でした。平成30年4月1日から民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げられまして、一般の就労移行は、平成30年度、令和元年度ともに増加している状況でございます。また、就労移行支援事業の利用者も増加しており、就労定着に向けて支援を高めていくことが求められています。

次に五つ目は障害児支援の提供体制の整備です。

障害児に対する地域支援体制の構築について、児童発達支援センターの設置と、保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築を掲げております。児童発達支援センターの設置は、令和2年度末に1カ所以上ということでございますが児童発達支援センターを整備し障害児が保育所等に円滑に通えるような体制を整えさせていただき、令和2年4月1日に、平井でございます小松川幼稚園を閉園した後を活用させていただいて、児童発達支援センターを開所し、保育所等訪問支援も利用出来る体制を整えました。

次に、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保につきまして、区では児童発達支援事業所は3カ所、放課後等デイサービスにおいても1カ所開設をしており、目標を上回っている状況です。

次に、医療的ケア児支援の関係機関協議の場につきましては、30年、31年度に何度か内部の関係部署で協議をさせていただいたのですが、令和2年度末に協議の場の設置を目標として検討を進めているところです。

以上です。

会長

説明ありがとうございました。この件につきまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

議事3、「第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画策定について」、事務局からご説明お願いいたします。

障害者福祉課長

資料5をご覧ください。江戸川区の障害者手帳所持者の状況を各年4月1日で比較が出来るように掲載させていただきました。平成30年度は3万686名が、現在、3万2,085名ということで増の傾向でございます。今後、人口減少等によって、そろそろ頭打ちの時期が来るのかなと想定しています。

続きまして、第6期江戸川区障害福祉計画と第2期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査を昨年度実施しました。お配りした冊子を後程、ご覧になっていただければと思っております。

資料7は、国から示されている今回の計画を策定するための基本指針の主なポイントを挙げさせていただいております。成果目標を七つ掲げております。

一つ目は、先程と同じように施設入所者の地域への移行です。

二つ目は精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、新たな目標として退院してから316日以上地域で暮らせるようにと挙げられております。

三つ目が、地域生活支援拠点等が有する機能の充実で、先程ご説明させていただいた地域生活支援拠点です。

四つ目は、福祉施設から一般就労への移行ということで、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の数が7割以上など、高い目標が掲げられております。

五つ目、障害児支援の提供体制の整備です。医療的ケア児支援の協議の場の設置に加え、

今回、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置が新たに設定されています。

六つ目は新たな目標で相談支援体制の充実・強化等です。

七つ目も新たな目標で、障害福祉サービス等の質の向上が挙げられています。

これから、この国の基本指針に即して江戸川区の実績や実情、ニーズなどを勘案して、成果目標、サービス量の見込みを設定していくこととなります。

会長

ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。よろしければ、最後にまたご意見をいただきたいと思っておりますので、議事を進めさせていただきます。

続きましては議事4「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

資料8をご覧ください。障害者福祉施策の概要です。予算につきましては220億で、去年より2.7%増になっております。最後の主な取組のところで、一番新しいこととしては、質の向上や、安定的な運営ということで、介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金という事業を始めさせていただきます。区内の同一の介護や障害福祉サービス事業所で3年間就労を継続した常勤の職員の方に対して、年額10万円の奨励金を交付することで、人材の定着や質の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、江戸川区は手話の普及啓発に努めてまいりたいと思っております。その他記載しているとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、健康部からよろしくお願いいたします。

健康部副参事

資料9をご覧ください。

精神保健対策の概要で予算額は、前年度比1.46%増の3億3,000万強です。

主な取組をご覧ください。中でも充実した事業として、住まいの確保がしやすくなるよう、居住支援事業も強化したところです。不動産屋や大家の支援を導入したのですが、何かあったら大家等のSOSに応じますという事業で、大家や不動産屋等の貸し渋りを解消することを狙ったものです。

新規事業として、ケアサポーター育成事業を開始いたします。障害者当事者だからこそ寄り添える強みというものを生かしまして、不安定な状態の障害者の回復支援を強化したり、障害者理解を深める活動で活躍していただくなど、地域で精神障害者が安心して暮らせる体制づくりに活躍していただければと考えているところです。

以上です。

障害者福祉課長

議事4は以上でございます。

会長

ありがとうございます。今、一通りご説明がありましたが、皆様方から何かご意見、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、新型コロナウイルス感染症について、皆様方より貴重な意見を事前にいただいておりますが是非また口頭でも何かございましたら、新型コロナウイルス感染症関連に関してもご発言いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

巷では新型コロナウイルスの予防に関しては、手洗いとうがいをするよう強く言われているので、皆様も周知徹底されているとは思いますが、ブラッシングも非常に重要です。インフルエンザでも、ブラッシングがきちんと出来ている人と出来ていない人では、罹患率が大幅に削減されるということで、ブラッシングの効果は非常にあります。ましてや新型コロナウイルスに関しては、肺炎を誘発して重症化することありますので、誤嚥性の肺炎も含めてブラッシングが非常に重要だということをお伝えしたくて、ご意見させていただきました。簡単なことでブラッシングは大変効果があると覚えておいていただければ頼りになると思います。よろしくをお願いします。

会長

ありがとうございます。事務局からお願いします。

障害者福祉課長

自殺防止対策について、健康部より追加でご説明させていただいてよろしいでしょうか。

会長

お願いします。

健康部副参事

資料10の自殺防止対策のお話を少しさせていただければと思います。

新型コロナウイルス感染症とも関連いたしまして、自殺というのは景気低迷との関連もあり、これまでも景気が低迷したときは自殺者が増えるというような状況がありました。今回の新型コロナウイルスの件でも、景気が低迷するおそれがあるというのは周知のところでもありますが、それに伴う自殺者の増というのも大変心配しているところです。とにかく、自殺に至る前に何とか食い止めるためには、その前に気づいた方が相談先につないでいただくというのが、何よりもの手段、方策だと思っておりますので、身の回りで心配で悩んでいる方がいましたら、是非つないでいただきたいと思っております。

新規事業してインターネットゲートキーパー事業を今年度始めたところです。これは、死ぬほど追い込まれて、死ぬ方法をネット上で検索している方をキャッチしまして、その方を相談の方へ誘導するという仕組みなのですが、最終的には人とつながって、電話や面談で相談していただくというところまでつなげたいと思っております。ただ、開始してまだ1カ月足らずですので、本事業の進捗に関しては、次回の会議にてご報告、進捗状

況をご紹介できたらと思っています。

「こころのストレスありませんか」ということで、悩み相談先等が記してありますので、ご参考いただければと思いますし、ハンカチ型リーフレットはもう恒例になりましたが、是非悩んでいる方がいたらご紹介いただければと思います。

会長

ありがとうございます。皆様方から何か質問、ご意見ございますか。少し時間がありますので私からですが、先程、障害者福祉課長からお話あった「障害者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対策連携会議」について巷では3密は避けましようと言われておりますが、3密なくして介護は出来ず、食事介助、お風呂、おむつ交換など人と人とが接して行い、密な状態でやっています。

そのため、施設内に新型コロナウイルスが持ち込まれると、どうしても集団発生、いわゆるクラスターの発生が危うくなり介護施設、入所施設の方々がどうしたらいいのかというところは、当初は非常に迷っておりまして、国からの通達は予防対策が主で、出た場合どうすればいいのかというところがまだ明確ではなかった時期だったのです。そういったところは皆様で情報共有して、感染者が出たらどうすればいいのか、どう動けばいいか、出る前にどうすればいいのかということをお自分たちの施設で振り返って、何が必要なのか、何が足りないのかを意見交換させていただいたという非常に有意義な場でした。

今回の会議もそうですが、色々な団体の方々のご意見を皆様方の会員の方々に周知することが必要なのかと思います。新型コロナウイルスではこういったことで関係団体は悩んでいるのだとか、こういうことが必要なのだということをお自分たちの団体で情報収集することは貴重かと思えます。そのようなことは重要で、することによって、先程でもお話があった、不安や色々なことで、新型コロナウイルスで大変だ、仕事に出られない、家でじっとしていようとなると人手がなくなってしまう事業所の基盤が麻痺してしまいます。麻痺してしまうと、利用者の方々がサービスを受けられなくなってしまうと負の連鎖になってしまうので、不安を駆られるような情報が色々なところで飛び交っているものをちゃんと分別して、正しい知識と正しい対応を各団体の方々が学んでいただくということが非常に重要かと思っております。

これから、先程あったように第2波、第3波というような時に、何かしらさらに準備をしていかなくてはいけないといったことはありますので、今からでもやれることはどんどんやっていく必要があるかと個人的には思っております。先程の計画にもありましたが、人手不足は非常に深刻で、サービスが受けられなくなってしまう、ただでさえ、色々な高齢者世帯の方々が増えているこの状況において、あってはならないものですので、少なくともサービス基盤の維持・確保というのは念頭に置きながら、我々事業所も、医師会も含めて対応していければと思っております。

4月8日時点の資料のため、一部少し内容が変わっているものもありますが、濃厚接触者になってしまうと14日間安静になってしまい、お仕事されている方はPCR検査が陰性だろうが陽性だろうが、14日間仕事が出来なくなってしまうので、エチケットとしても手洗い、マスクなど予防策はきちんとするようにしていただければと思っております。

以上、何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の予定になります。事務局からほかにご連絡はありますか。

障害者福祉課計画係長

事務局から、次回の協議会の日程についてご連絡いたします。

第2回地域自立支援協議会の日程ですが、11月5日木曜日の午後を予定しております。会場が変わりまして、総合文化センターの2階会議室で行いますのでお間違えのないようお願いいたします。詳細な開催日時は、後日連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長

ただいま事務局からご説明がありましたが、次回の協議会の開催について、ご予定をお願いいたします。後日事務局より開催通知をお送りいたします。

終了時刻が迫っておりますが、皆様方から何か連絡事項はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様方のご協力により無事協議会を終了することが出来ました。

以上をもちまして、第1回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後2時25分